

考査規則

(平成14. 4. 1変更)

(昭和36. 9. 7実施)

(目 的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第23条、第37条及び第46条の規定に基づき、当取引所が行う取引参加者の検査（以下「考査」という。）及びその結果に基づく措置に関し、必要な事項を定める。

2 前項の考査は、取引参加者の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則（以下「法令等」という。）の遵守の状況及び営業又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって取引参加者の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(平成5. 4. 1、14. 4. 1変更)

(考 査 員)

第2条 考査は、当取引所の職員のうちから当取引所が任命した者（以下「考査員」という。）が行う。ただし、当取引所が必要と認めるときは、補助員を使用することができる。

(平成5. 4. 1、14. 4. 1変更)

(考査員の権限)

第3条 考査員は、取引参加者の役員又は従業員に対し、第1条第2項に規定する調査を行うため必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を要求することができる。

(平成5. 4. 1追加、14. 4. 1変更)

(考査員の義務)

第4条 考査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 考査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。
- (2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正でなければならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を、正当な理由がなくて他に漏らしてはならない。

(平成5. 4. 1追加、14. 4. 1変更)

(取引参加者の義務)

第5条 取引参加者の役員及び従業員は、考査員から第3条に規定する要求があったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(平成5. 4. 1追加、14. 4. 1変更)

(考査計画の通知)

第6条 当取引所は、毎事業年度、考査計画をあらかじめ取引参加者に通知する。

(平成5. 4. 1追加、14. 4. 1変更)

(考査の実施方法及び時期)

第7条 考査は、取引参加者の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、当取引所が必要があると認めるときは、当該取引参加者が当取引所に提出する書類により行うことができる。

2 当取引所は、必要があると認めるときはいつでも取引参加者に対して前項の考查を行うことができる。

(平成5.4.1追加、14.4.1変更)

(考查の通知)

第8条 当取引所は、取引参加者の店舗に臨んで考查を行う場合は、当該取引参加者に対して、考查の開始日及び方法、審査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、当取引所がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平成5.4.1第6条を第8条に繰下・変更、14.4.1変更)

(審査員証明書の提示)

第9条 審査員は、考查業務開始に当たり、取引参加者に審査員証明書を提示する。

(平成5.4.1第7条を第9条に繰下・変更、14.4.1変更)

(注意の喚起等)

第10条 当取引所は、考查の結果、取引参加者の行為が法令等に違反している又は違反しているおそれがあると認める場合には、取引参加者規程による処分を行うときを除き、当該取引参加者に対し、注意を喚起することができる。

2 当取引所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(平成5.4.1第12条を第10条に繰上・変更、10.10.1変更、14.4.1変更)

(要請等)

第10条の2 当取引所は、考查の結果、取引参加者の業務又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれがあると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。

2 当取引所は、前項の規定による要請を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(平成10.10.1追加、14.4.1、19.9.30、26.4.1変更)

(処分等の基準)

第11条 当取引所は、考查の結果に基づき、取引参加者に対し、取引参加者規程による処分又は第10条第1項の規定による注意の喚起（以下「処分等」という。）を行うかどうかについては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度その他の事情を総合的に勘案して判断する。

(平成5.4.1追加、10.10.1、14.4.1変更)

(勧告等の基準)

第11条の2 当取引所は、考查の結果に基づき、取引参加者に対し、取引参加者規程による勧告又は第10条の2第1項の規定による要請（以下「勧告等」という。）を行うかどうかについては、当該取引参加者の社内管理体制の状況その他の事情を総合的に勘案して判断する。

(平成10.10.1追加、14.4.1変更)

(考查結果の通知)

第12条 当取引所は、考查を終えた場合は、処分等又は勧告等の内容を含め、当該考查の結果を当該取引参加者に通知する。

(平成5.4.1追加、10.10.1、14.4.1変更)

(合同検査等)

第13条 当取引所は、日本証券業協会と共同して考查を行うことができる。

2 当取引所は、取引参加者が国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である場合は、当該金融商品取引所と共同して考查を行うことができる。

(平成5.4.1追加、14.4.1、16.9.13、19.9.30変更)

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年9月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(変更)

[平成5.4.1、10.10.1、14.4.1、16.9.13、19.9.30、26.4.1]